

交野市議会議員 くぼた 哲

かがやく交野市議会ニュース No.4

発行人：久保田哲 交野市星田4-21-11-421 電話：072-894-0789 発行日：平成25年9月

持続可能な社会を再構築するため、 優先順位を明確にして活動しています。

皆様に議会にお送りいただき、早2年の年月が過ぎました。

この間、交野市の様々な市民サービスの在り方や、短期的な課題や中長期的な問題等について市民生活を守るという立場で議会活動に取り組んできました。

交野市も他の地方公共団体とは相違なく超高齢社会の到来、生産者人口の減少を受けて、今以上に市税の減収が免れない状況にあります。このような状況下において、交野市も財政健全化にむけて様々な施策をこの間実施してきましたが、依然財政的に厳しい状況にあるのは事実です。

市税の減収は今後、市民サービスの低下を招く恐れがあり、これまで以上に施策の優先順位にきちんと説明できる議会の在り方が問われているのが現状ではないでしょうか。

また将来のこの街の形を考えると、きちんと税収の確保を図ることのできる施策の推進を図り、持続可能な社会を再構築する必要があるのではないのでしょうか。

これからの期間、中長期的な施策に対して優先順位を明確にし、決して流されることなく、ぶれずに活動していきたいと思えます。

最後に、この2年間の活動報告を作成いたしました。ご一読頂きまして、ご感想をお聞かせいただければ幸いです。

くぼた哲 後援会・秋のバスツアーのご案内

日 程：平成25年10月27日（日）

行き先：なばなの里（三重県）・リニア鉄道館

参加費：8,000円

*お問い合わせ先は、

後援会事務所：電話／FAX 072-892-8510

担当者携帯電話：090-8199-6749（たちばな）まで
お願いします。

交野市議会議員

さとし

くぼた 哲

くぼた哲 プロフィール

昭和50年1月：西宮市生まれ

平成10年3月：近畿大学法学部 卒業

平成12年8月：平野博文 衆議院議員 秘書

（10年6ヵ月）

平成23年9月：交野市議会議員に初当選

都市環境福祉常任委員会

副委員長に就任

平成25年9月：総務文教常任委員会

副委員長に就任

平成23年10月議会

- ①星田北エリアの活性化について
- ②産科の誘致について
- ③病児保育について

星田北地区の開発は、現在地権者の皆さんの総意を得て土地区画整備事業としての取り組みが進んでいます。

市税収入の確保として重要な取り組みと考えています。今後も迅速にかつ丁寧な行政の取り組みを求めていきます。

産科の誘致並びに病児保育の取り組みについては、交野病院の移転に伴い新たな取り組みとして産科が誘致できるよう、また病児保育の実施にむけて調整中です。

平成23年12月議会

- ①教育環境全般について
- ②特別教室のクーラー整備について
- ③遊具の整備について
- ④トイレの整備について
- ⑤生活保護について

学校の施設整備には費用がかかります。交野市内の14ある小中学校を視察しました。学校のトイレの洋式化への取り組み、特別教室の空調設備の実施、校舎の雨漏りの問題は、現在その優先度を明らかにしたうえで、順次取り組むよう要望しました。とりわけ老朽化による校舎の雨漏りの問題は、緊急性を要するため速やかな対応を要望しました。

また、生活保護の適正な給付については、社会問題になっている不正受給を絶対に許さない姿勢で臨むよう強く要請しました。不正受給の返還の比率は約20%です。司法手続きを行使し、決して許さない姿勢を行政として示す必要があると質問しました。



交野市議会議員

くぼた哲の 議会での実績

※色文字は結果・実績

平成24年3月議会

- ①市長戦略について
- ②市内の交番体制について
- ③公共施設の分煙化について
- ④浸水対策について

市長の施政方針を受けて、市長の目指す市政全般について質問しました。地域の方との一緒に汗をかきながら交野市を盛り上げていくことは理解できますが、施策の重要性の順位には、施策の継続性が求められています。継続性を担保するために如何に地域との取り組みを組み立てていくのか、その為には一定の取り決めが求められているのではないのかという主旨で質問しました。

また、交野警察署が開設し市内の犯罪率が軽減し、住みやすい街になったことは非常に良いことだと思います。とりわけ星田交番の利便性を質問し、星田北地区、星田駅前開発と併せて、より地域に安心を与え安全を確保できる交番の在り方を質問しました。

平成24年6月議会

- ①市道の補修状況について
- ②公共交通政策について
- ③学校トイレの整備について
- ④教職員の多忙化解消について

ゆうゆうバスの運行状況については、その路線が民間企業のバス路線と重複しており、その改善を質問しました。については市内幹線道路を走る福祉バスではなく、だれもが乗れるきめ細かい路線を走るコミュバスの展開を要望しました。

教職員の多忙化は、非常に教育現場で問題になっています。ベテランの先生が間もなく多く退職されるかわりに、経験が少ない若い先生が多くいる配置になっています。

そんな中、授業のむずかしさに加え、保護者への対応で先生の多忙化は極限までできています。情熱をもった先生が燃え尽きてしまうことなく、少しでも生徒や児童と向き合える環境整備が必要であると質問しました。

平成25年3月議会

- ①市民との協働について
- ②星田北まちづくりの進捗状況について

平成25年6月議会

- ①消防行政について
- ②末期がん等の方への介護保険の迅速な対応について
- ③教職員の多忙化について
- ④公共施設の節電について

交野消防の条例定数（73名）に対して、その定数の整合性を質問しました。

現在、市民の生命・財産を守る観点で、消防本部と行政側で定数の在り方について協議しています。73名では、市民の安全安心を確保することが十分ではないという思いです。

なぜなら、73名の根拠が今から約20年前の交野市の人口構造（6万人）だからです。

現在は、交野市の人口は約8万人です。交野消防と枚方寝屋川消防組合の業務連携を深めながらも、人的な問題を確保したうえで取り組んで頂きたいと要望しました。

末期がん等の方への介護保険の迅速な対応は、人命にかかわる大きな問題です。末期がん等の方の患者さんの病状の変化は突然です。倒れて介護保険の申請に約1か月かかり、また症状の変化による介護保険の認定変更を出しても、また平均3週間かかるのが現状です。末期がん等の方の症状は急変することが想定できるので、医療機関と連携し症状の変化に迅速な対応ができるように要望しました。



平成24年9月議会

- ①星田北のまちづくりについて
- ②交野市広報について
- ③福祉避難所の設置について
- ④生活保護の適正給付について

大きな災害時、学校の体育館などの避難所に避難します。その際、妊婦さんや高齢者の中には、身体の原因によりプライバシーを守る必要があります。しかしながら災害時の避難所では、なかなか自分のことだけを言いにくい環境にあるのは、阪神大震災を被災した私には身を持ってわかります。そんな中、一時的ではありますが介護ヘルパー等の資格を持った方が避難所の一室を間借りし、妊婦さんや高齢者の方を守ることが福祉避難所です。

この度、行政は福祉施設の方々との調整し、緊急時の福祉避難所と福祉施設の提携を実現することができました。

平成24年12月議会

- ①ゆうゆうバスについて
- ②駐輪場サービスについて
- ③シルバー人材センターについて

退職された方々がその豊富な経験を活かして、働いていたくシルバー人材センターの運営状況について質問しました。駅前の駐輪場のサービスについては、中型バイクの駐輪が可能になるように市民サービスの向上を図る観点で質問しました。



ご意見・ご要望や市政相談は
お気軽に **くぼた 哲** までお寄せください。

自宅

〒576-0016 交野市星田4-21-11-421

電話&FAX

(072)894-0789

ホームページ

くぼた 哲

検索

メールアドレス

s-kubota@s-kubota.jp



議会レポート

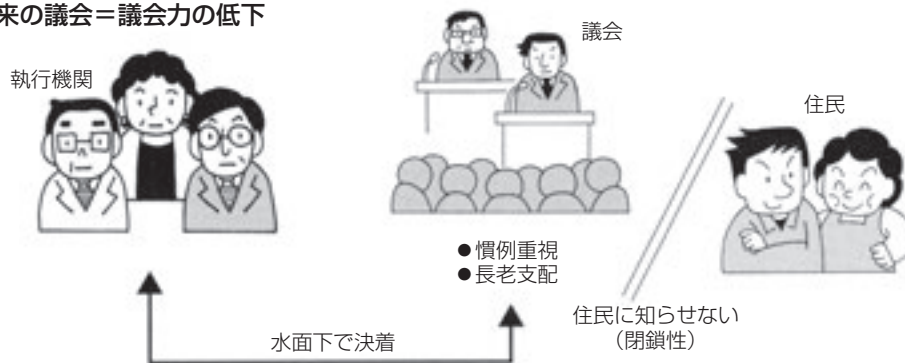
議会改革について

議会の在り方や、地域主権が叫ばれている中、議会改革の必要性を、今さら説くことはないと思います。私も議会改革委員会の委員として、議会改革の必要性を訴えてきました。この9月議会において、「議会基本条例」を議会自らが上程する運びになりました。これによって、議会が、大きく変わります。また変えていかねばいけないと思っています。

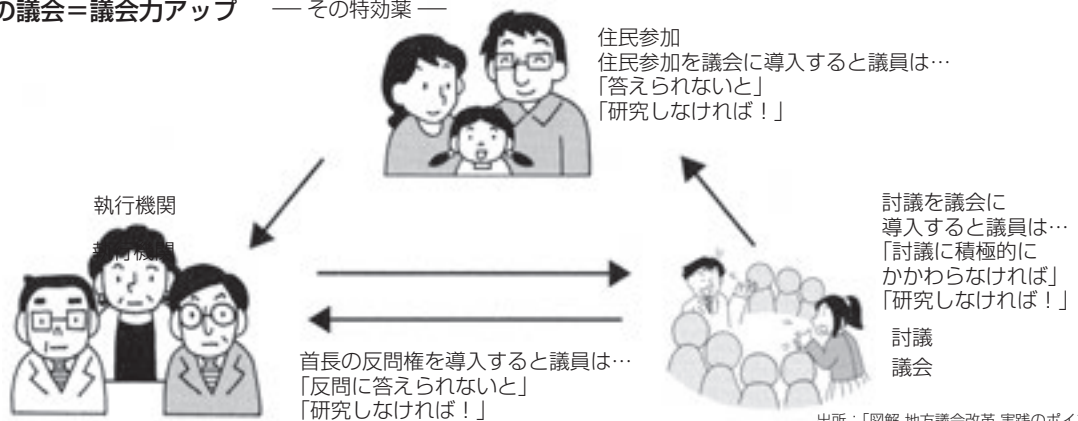
内容は、議会内容を市民の皆さんに全公開（地方自治法で定められた秘密会を除く）、直接市民の皆さんから意見を議会として聞く「議会報告会」の実施を定め、議会運営の活性化をはかるために、執行部側への反問の設置、議員間の自由討議等を定めており、議会は変わります。

条例を設置しても、「仏つくって魂入れず」にならないように、実効性のある条例にこれからも取り組んでいきます。

従来の議会＝議会力の低下



今後の議会＝議会力アップ — その特効薬 —



出所：「図解 地方議会改革 実践のポイント100」
学陽書房：江藤俊昭 著

「交野市議会基本条例」のポイント

- ① 議会の情報公開：全ての委員会や議会を公開。（但し秘密会は除く）広く市民の皆さんに議会での活動や発言を公開し、議会の「今」を発信します。
- ② 議会の活性化：議員間の討議を設置し、反対意見と賛成意見を直接議論できることが可能になりました。（自由討議の実施）
議論を集約する必要があるため、今以上に議長や委員長の能力が求められます。
- ③ 議会報告会の実施：議会主催の「議会報告会」を定期的な開催をします。今後は、開催時期や方法、開催回数などの検討は必要です。
- ④ 議決権の拡大：地方分権推進一括法により、地方自治法96条2項にある「地方議会の議決権の定義」が広く定義されました。

このような中、交野市の様々な計画の多くは、議会の議決事案ではありません。市民生活を守り、監視機能が求められている中、議決権を最大限活用し、その役割を果たしていきたいと思っています。